

事 務 連 絡
令和6年4月11日

学 校 長 各 位

羽咋市教育委員会
教育次長 中島 一明

ガラス等破損の修理費について（通知）

ガラスの修理費については、他自治体でも原因者が弁償する事例があります。
本市においても、「自己責任を認識させ、規範意識を育てる」ことを目的とし、平成25年度からガラス破損の修理費は、原則として原因者負担としておりますので、保護者に周知していただきますようお願いいたします。

なお、ガラス以外の施設、備品等の破損についての修理費については、状況（故意、悪ふざけ等）に応じて原因者負担となりますので、ご不明な案件については学校教育課にご相談ください。

学校と保護者の連携を図り、児童生徒に自覚を促すようご配慮願います。